

原子力委員会  
原子力防護専門部会（第21回）  
議事録

1. 日 時 平成23年6月30日（木）10時00分～12時00分
2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階 共用2特別会議室
3. 議 題
  - （1）核セキュリティに係る国際動向について（報告）
  - （2）核セキュリティに対する我が国の基本的考え方に盛り込むべき要素について（審議）
  - （3）今後の部会の進め方について（審議）
  - （4）その他
4. 配布資料
  - 資料第1号 核セキュリティに係る国際動向及びIAEAの基本文書に係る検討状況について
  - 資料第2号 これまでの核セキュリティに対する我が国の基本的な考え方に係る検討について
  - 資料第3号 我が国の核セキュリティに対する基本的考え方に盛り込むべき要素について
  - 資料第4号 核セキュリティに対する我が国の基本的考え方の取りまとめ及び勧告文書等に係る議論の進め方について
  - 資料第5号 原子力防護専門部会 技術検討ワーキング・グループ設置の検討について（案）
5. 出席者
  - 委員： 内藤部会長、青山委員、飯田委員、板橋委員、岩橋委員、小佐古委員  
交告委員、東嶋委員、中込委員
  - 原子力委員：近藤委員長、秋庭委員
  - 事務局：吉野企画官、加藤補佐、稲場調査員

(内藤部会長) 時間になりましたので、第21回原子力防護専門部会を開催いたします。梅雨が明けたのではないかと非常に猛暑が続いておりますが、その中お集まりいただきましてありがとうございます。

この間に、原子力行政を揺れ動かすような大きな福島の事故が起こっております。この事故の意味する核セキュリティ上の課題と申しますか、そういったものを原子力防護部会でいずれ議論の俎上に乗ると思っておりますが、今日は、1年ぶりに開催したということで、これまでのレビューと今後の方向性について議論したいと思っております。

まず、本部会の構成員の変更がございましたので、事務局からご紹介させていただきます。

(事務局：加藤補佐) それでは、本部会の構成員の変更につきましてご説明させていただきます。

本部会の川上先生におかれましては、本年の3月2日付で任期満了となりましたが、規定の年齢に達されたためご退任されることとなりました。今回の川上委員のご退任に伴いまして、本部会の構成メンバーにつきましては、委員名簿、議事次第がこちらにございますが、委員名簿にございますように、全員で11名でございます。

ご説明は以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

本日は、ご都合で衣笠委員、山本委員がご欠席でございます。

また、本日の部会につきましては、公開で実施することとしております。前回の部会までは、IAEAの基本文書、勧告文書ともまだIAEAで検討中の状況でしたので、非公開として行ってまいりましたが、このうち勧告文書につきましては、本年2月上旬にIAEAから発行されておりますし、また基本文書につきましては、120日コメントを経まして、現在、IAEAにおいて最終調整段階であると理解しておりますので、今回は公開で実施することといたしました。あらかじめご了承いただければ幸いです。

また、公開されていない一部の資料につきましては、机上配布のみとさせていただきますので、その取扱いにご配慮をお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りますが、最初の議題は I A E A の基本文書、勧告文書に関わります検討手続によりまして、前回の部会から時間があきましたことから、まずこれまでのおさらいといたしまして、核セキュリティに係る国際動向及び I A E A の基本文書に係る検討状況につきまして事務局よりご報告させていただきます。

2 番目の議題といたしまして、これまでの、核セキュリティに対する我が国の基本的な考え方に対する検討につきまして、事務局から報告していただいた後に、核セキュリティに対する我が国の基本的な考え方に盛り込むべき要素について、ご審議させていただきます。

3 番目の議題は、今後の部会の進め方につきましてご審議させていただきます。

では、まず初めに配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局：加藤補佐) それでは、皆様のお手元に配布させていただいております配布資料に基づきまして、確認させていただきます。

まず、資料第 1 号といたしまして、核セキュリティに係る国際動向及び I A E A の基本文書に係る検討状況について。次に、資料第 2 号といたしまして、これまでの核セキュリティに対する我が国の基本的な考え方に係る検討について。資料第 3 号といたしまして、我が国の核セキュリティに対する基本的考え方に盛り込むべき要素について。資料第 4 号といたしまして、核セキュリティに対する我が国の基本的考え方の取りまとめ及び勧告文書等に係る議論の進め方について。資料第 5 号といたしまして、原子力防護専門部会技術検討ワーキング・グループ設置の検討について (案) でございます。

以上 5 つの資料のほかに、机上資料といたしまして、I A E A の基本文書、3 つの勧告文書のそれぞれ英語版と日本語版が紙ファイルで閉じてございます。それともう 1 つ、ハードファイルのほうで、常備資料ということで机上に配布させていただきます。

資料は以上でございます。これらに落丁等ございましたら、ご連絡いただければと思います。

(内藤部会長) お手元の資料、よろしいでしょうか。

よろしいようですので、議事を進めさせていただきます。

まず、議題 1、核セキュリティに係る国際動向でございます。

これにつきまして、事務局から資料に基づいてご説明させていただきます。  
なお、質疑応答につきましては、資料の説明後に行うこととしております。  
それでは、ご説明をお願いします。

(事務局：吉野企画官) 企画官の吉野でございます。

よろしく願いいたします。

まず、右上に資料第1号とふってございます核セキュリティに係る国際動向及びIAEAの基本文書に係る検討状況について、をご説明させていただきます。

ご承知のとおり、しばらくの間、このIAEA文書が非公開であったことから、当部会は非公開で議論を進めさせていただいたところがございます。先ほど部会長のほうからもご説明していただいたところがございますが、今回より公開ということになりましたことから、皆様に1年間の状況をご報告させていただくとともに、国民の皆様には初めてのお話もございますので、少し説明が長いですが、ご容赦いただければと思います。

では、1枚ページをめくっていただきまして、核セキュリティに係る主な国際動向でございます。一番上にIAEAの青の矢印がございます。こちらは1975年にINFCIRC/225と呼ばれている文書が初めて作成されたわけがございます。

その後その文書が右に移りまして、Rev1、これになったときに、下への青の矢印ということございまして、当部会の前身の部会でございます核物質防護専門部会報告書ということとして、ピンク色のところがございますが、我が国としての核物質の防護に取り組まなければいけないということで、報告書を1980年、30年ほど前でございますが、取りまとめさせていただいたということがございます。また、IAEAの流れに戻りまして、その後INFCIRCがRev2、Rev3、Rev4という形でバージョンアップ、内容強化されてきているところがございます。

特に、INFCIRC/225のRev4の改正に伴いましては、やはり下のほうに矢印がございまして、当初は80年代の炉規法の改正に、さらに原子炉等規制法の改正が行われまして、いわゆる設計基礎脅威の導入といったような取組が我が国でも行われたという流れとなっているものでございます。

その後、上の黄色のところがございますが、9.11の米国同時多発テロがご

ざいまして、全世界的にこの核セキュリティに対する取組が強化されて、そこにいろいろ記載してございますような条約、いろいろなイニシアティブという取組がされてきているところでございます。

その中でも特にメルクマール等、当部会と関係が深いものが I A E A の矢印の右のほうにございますが、2006年核セキュリティシリーズ、I A E A が文書整備に着手したというものでございます。この文書への対応というのが、当部会において、議論の中心となってきたというものでございます。

また、そのすぐ下の国際会議等の流れのところ、2010年4月でございますが、オバマ米国大統領の呼びかけによりまして、第1回の核セキュリティサミットが開かれたというところでございます。I A E A とこのサミットの流れといたしまして、薄い緑の枠囲みでございますが、本年9月に I A E A の総会、これは毎年9月に行うことが定例化されておりますが、この中にももちろん福島第一の事故対応ということも議論されるかと思いますが、核セキュリティ対策ということも議題にのぼると予想されているところでございます。

また、その下、2012年の春でございますけれども、第2回核セキュリティサミットが韓国のソウルにて開催されるという予定になっておりまして、ここはセキュリティに関するいろいろな議論が行われる予定となっているものでございます。

大きな流れとしては以上でございますが、次のページ、この核セキュリティサミットでございますが、就任したオバマ米国大統領がプラハにおける演説で、このサミットを主催することを提唱したという流れでございます。

一番下に次回は2012年韓国ということでございますが、この中で日本の果たした役割ということでございますけれども、この議論の中で核物質の管理を強化するという議論が行われまして、次のページ、当時出席した鳩山総理が発表いたしました我が国のイニシアティブがございまして、その中で4つの協力措置を表明いたしましたところでございます。(1)から(4)までであるような、アジア総合支援センターでございますとか、日米での研究協力。また、I A E A の専門家の派遣、そして民間での取組を中心といたしました W I N S の開催というものそれぞれ実施され、ないしは実施中のものでございます。

また、来年の核セキュリティサミットに照準を合わせた活動といたしまして、

2010年11月に菅総理とオバマ大統領の首脳会談におきまして、日米核セキュリティ作業グループが設置されたところでございます。この中で、2012年の核セキュリティサミットに向けた具体的な成果を日米やそのほかの国と協力して呼びかけていこうという動きでございます。

続きまして、次のページでございます。

IAEA核セキュリティシリーズ文書というものが2006年からつくられ始めたところにご紹介いたしました。その具体的な内容でございますが、ピラミッドの絵がございますが、3層構造となっております。一番上にFundamentalsと呼ばれる基本文書、日本語で訳しておりますが憲法的なもの。その下に、勧告文書、Recommendationsと呼ばれる3つの分野ごとの勧告文書。そして、その下にはGuidesと呼ばれる実施指針、手引きと呼ばれるような3層構造となっております。

右のほうに、本日ご審議していただきます核セキュリティ基本文書、現在、当初よりやや遅れておまして、理事会承認の最終プロセス中ということでございます。恐らく9月の総会前後に開催されます理事会において承認されるのではないかと見込んでおるところでございます。

また、3つの勧告文書でございますが、核物質及び原子力施設の防護に関する核セキュリティ勧告、INFCIRC/225のRev 5と呼ばれるもの。冒頭Rev 1からRev 4までご説明いたしましたとおり、従来、米国同時多発テロが発生するまでは、核物質の核セキュリティ対策がこの核セキュリティ対策の中心そのものでございました。

それが、その下でございますとおり、核物質以外の放射性物質のセキュリティ対策、また、規制上必要な管理の外に何らかの原因で出てしまった核物質や放射性物質に対するセキュリティ対策といったようなものの分野、2つの新たな分野が加わって、全体として核セキュリティ対策を構成するようになってきたという流れでございます。その全体を統括する意味で基本文書が作成されているという流れでございます。

次のページで、今申し上げました流れを時系列で再整理したものでございます。

次のページの国際文書との関係、7ページでございます。こちらのほうも右側の赤い爆発マークがございますとおり、9.11の同時多発テロを境にいたしま

して、核セキュリティの定義、範囲が広がり、また取組内容が強化されたということで、それに伴いまして、国際条約等の国際文書も改訂されているという流れを示させていただいているものでございます。

次の8ページは、その基本文書及び3つの勧告文書のこれまでの作成の経緯をお示しさせていただくものでございまして、いずれも基本文書は最終段階でございまして、勧告文書は申し遅れましたが、本年2月に刊行されているところでございます。ホームページ上での発表が2月でございまして、紙媒体でのパブリッシュが3月という形になっているところでございます。

次の9ページは、実物の見本ということでお示ししているところでございます。紙媒体はちょっと費用がかかりますが、3つの勧告はそこに書いてございますアドレスのところからのダウンロードが可能となっております。また、Fundamentals、基本文書のほうは最終段階ということで、パブリックコメントのプロセスに入った時期に、一度ホームページ上で公開されましたけれども、パブリックコメントの期間が終わりましたことから、現在はホームページ上ではご覧いただくことはできない形となっております。

したがいまして、この基本文書のほうだけ、本日、出席者の皆様にメインテーブル及び傍聴者の皆様方のお手元のほうに配らせていただいているというところでございます。

この基本文書、次の10ページですが、基本文書の内容でございますけれども、核セキュリティをそれぞれの国が核セキュリティ体制を構築していくに当たって、考慮すべき、取組むべき事項を12の要素に分けて記述しているというものでございます。

①にあるような国の責任といったようなところがございますとか、⑧というようなところでは、防護すべき標的、またはその影響の評価といったようなことを行って、それに対して⑨、段階的な手法や多重防護といったような概念を用いて対応策を計画しているということを規定しているものでございます。

次の11ページで、前回昨年7月時点からの変更点というところがございますが、経緯といたしましては、IAEAの事務局のほうで、セキュリティとセーフティの間で、矛盾を来す点がないかという観点から安全部門との間でクロスチェックを行って、またリーガル部門のほうともチェックを行ったという形でございます。

ます。その結果として、用語の変更、追加された報告、また削除された項目が出てきているということでございます。

また、各国の専門家が集まりました技術者会合での議論の成果も盛り込まれたということでございます。

主な変更点でございますが、まず本体のはじめにのところが、従来非常に事務的な記述であったわけでございますけれども、それを基本文書という位置づけに鑑みまして、背景、目的、範囲、構成といたしまして、さらにきっちりと書き込まれたというもので、基本文書の位置づけが明確にされたということがございます。

また、その中でも特に基本文書及び勧告文書といった I A E A セキュリティシリーズの文書が民生目的を目的としたものであるということございまして、軍事目的は対象としていない、それは加盟国の判断であるという旨が明記されたものでございます。

次のページにお進みいただきまして、変更点が（ア）から（サ）までございますが、（ア）、（イ）、（ウ）は掲載上の変更でございまして、（エ）から（サ）の 8 つの項目が追加されております。また削除された項目も幾つかございますが、これは後ほど資料 3 のほうでご説明いたします。また、（エ）から（サ）の 8 つの項目についても具体的な記述及び日本の基本的考え方の取り込みの考え方につきましては、後ほど資料 3 の中でご紹介させていただきたいと考えているところでございます。

1 点、（サ）の「悪意のある行為」という表現が非常に曖昧な概念であるというご指摘をいただいていたところございまして、そちらのほうを日本語で訳しますと「犯罪行為または意図的な無許可の行為」という形に、明確な言い方に変更されたところでございます。基本文書ではこの変更が反映されましたが、勧告文書は時間切れと言いますか、あまり意見として取り上げられなかったという側面もあって、「悪意のある行為」というままの表記となっております。やや国際文書ですので、整合性がきっちりとれているとは必ずしもならないというところが出ていますところでございます。

また、最後でございますが、13 ページ、14 ページでございます。

I A E A の基本文書の動向以外の国際動向でございまして、冒頭部会長のお言

葉にもございましたが、福島第一の事故に関わる事項でございます。国連総長、I A E A事務総長の演説、挨拶というところで見られるものでございますが、原子力の安全対策と核セキュリティ対策には関連性や相互補完性がある。というような指摘があって、どちらも強化していかなければいけないということが国際的にも改めて指摘されているというところでございます。

最後に、14ページでございます。

我が国におきましても、20日にI A E Aの閣僚級会合がウィーンで開催されたところでございます。こちらのほうに海江田経済産業大臣が我が国の報告書を提出、披露したわけでございますが、メインは安全、事故の解析及び安全対策でございますけれども、核セキュリティに関連する項目といたしまして、報告書の最後の添付資料11の中で、3点の指摘がされているところでございます。

1番目といたしましては、シビアアクシデントの防止策の強化の中におきまして、さらに核セキュリティにおいても万全を期すために、侵入防止策の徹底、治安当局の連携等々を必要な対策を事業者に求めていくべき。という指摘がございました。

また、2番目の対応策の強化、訓練の強化ということでございまして、安全訓練だけではなく、テロ対応訓練についても必要な対策を求めていくべきということでございます。

また、次の防災体制の強化という中におきましても、テロ対策のあり方も含め、政府組織の役割分担、責任体制の明確化、組織の見直し、必要な資機材の整備、拡充等を行うといったようなことが盛り込まれているところでございます。

少々長くなりましたが、以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

前回の会合以降の核セキュリティに係わる国際動向、それからI A E Aの基本文書の検討状況等についてご説明していただきました。

今のご説明に対して、何かご意見とかご質問はございますでしょうか。

板橋委員。

(板橋委員) 福島の話は後ほど出ると思いますので、今のご説明の部分に若干関連して、今回の福島で核セキュリティ上の新たな課題というのが出てきたと思うわけですが、I A E Aの基本文書、勧告文書の見直しが再び行われる可能

性があるのかどうか、その動きがあるのかどうか、もし見直しが行われた場合には、また新たな検討をしなければいけないと思うわけですが、その動向について、もしあったら教えていただけますか。

(事務局：吉野企画官) 今現在、核セキュリティに対しまして、そこまでの具体的な議論は私どもの耳に入っているのはないところでございます。

(内藤部会長) よろしいでしょうか。

では、中込委員。

(中込委員) 1点、お聞きしたいのですが、これは大変よくまとめられているとまず思います。我々は知っていて当然かもしれませんが、今までの流れが1年開きましたので、非常によりよくまとめられていると思っています。

最後の14ページのところですが、さらなる安全性向上のための中長期的対策という中で、1、2、3の中で、それぞれ事業者に求めていくものと、それから我が国がやらなければいけないことということなんですけれども、これは具体策というのは特にあるのでしょうか。

それから、事業者がこういうことをやりますといったときに、我々が判断、我々と言いましょうか、国が判断するのはどこかということはあるのでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 今現在、こちらの報告書のほうが災害対策本部のほうで、取りまとめられたというところでございます。これを今後、当部会という中でまた司、司の規制当局、治安当局の中でも具体化して実行に移していくという段階かと考えております。

(中込委員) 最後の4.の教訓23の中で、国に対しての要求がありますけれども、これについてはいつまでにどういう、ロードマップなんかも、これから考えていきたいと思いますということによろしいのでしょうか。

(吉野企画官) さようでございます。

(内藤部会長) ほかにございますでしょうか。

青山委員。

(青山委員) やはり14ページのところ、報告書と関連してなんですけれども、原子力安全・保安院の独立を検討するということが盛り込まれていますが、一般的に今言われている原子力安全・保安院の独立というのは、今回のような事故を未然に防ぐため、あるいは事故が起きた後の原因調査のためということになると

思います。もしも、この部会のテーマであるところの防護というテロ対策についても資するために独立させるのであれば、当然、単なる独立だけではなくて、今、原子力安全・保安院は原子力防災課はあっても、原子力防護課はないわけですから、そういうテロ対策に資するための部分を強化するということを例えばこの部会で今後検討していくのかということがひとつ、あります。

それから、検討した場合に、これは I A E A の閣僚会議に対しての報告書ですけども、I N F C I R C がすぐには見直しにならなくても、いずれまた R e v 6 もあるわけだろうと考えられますから、そういうときに、積極的に関与していく姿勢をとっていく方向なのか、それもあります。

これらは、ちょっとまだ聞くのは早いかもしれませんが、再開第 1 回なので、あえてお聞きしたいと考えます。

(事務局：吉野企画官) この報告書の中におきましては、そういった組織、体制についての具体的な記述は青山委員からご指摘のあったような安全の観点からの原子力安全・保安院、経済産業省などでその客観性を確保していくというところでございます。

この潘総長や天野事務局長の演説にもありましたとおり、安全とセキュリティは非常に関連が深いという部分がございますので、また対策が、福島第一の事故とは関係なく評価が求められているということを鑑みますと、核セキュリティ体制のあり方について、今後関心が高まっていくという方向であろうかと考えております。

また、当然あり方といたしまして、当部会でも取り上げていくこともあろうかと思えますし、将来、福島第一の教訓という意味でも何らかの国際的な安心が必要だと考えております。

(青山委員) この専門部会でも取り上げていくことが分かり、評価しますが、日本の原子力委員会の中の原子力防護専門部会の意義というものが、1 F (福島第一原発) の原子力災害が起きてから国際的に注目度が高まり、さらには注目度が高まるだけではなく、意義そのものが深くなっていると思えます。今のお答えをベースにして、より積極的に進んでいくべきであると、個人的な意見ですけども考えます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

最終報告書の取りまとめに向かって議論を進めますので、その中でも展開していただきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

なければ時間の制約もございますので、次の議題に移ります。

2つ目の議題は、核セキュリティに対する我が国の基本的考え方の要素でございます。

これまでの、核セキュリティに対する我が国の基本的な考え方に係る検討について、我が国の核セキュリティに対する基本的考え方に盛り込むべき要素につきまして、事務局から資料のご説明をしていただきます。

その後に、質疑応答の時間を設けます。よろしくお願いいたします。

(事務局：吉野企画官) 資料第2号と資料第3号をご覧になっていただきたいと思います。

資料第2号でございます。

2ページのほうに、これまでの皆様にご審議していただいた時系列をご紹介させていただいているところでございます。第15回から20回までがこのIAEA核セキュリティシリーズ文書のご審議でございました。

3ページ、核セキュリティとはということで、改めましてご紹介申し上げさせていただいているところでございます。核物質の防護と呼んでおりますものは、いわゆる核分裂性物質を用いまして、核爆発装置を製造するための盗取や妨害破壊行為に対抗するための措置ということでございます。その他の放射性物質、いわゆるウラン、プルトニウムなどの核物質を除く放射性物質、コバルトとかというものでございますけれども、こちらのほうは俗に言います「汚い爆弾」を製造実施するための盗取や妨害破壊行為に対抗するための措置というものでございませぬ。

また、3つ目が、規制上必要な管理の外にある核物質や放射性物質ということでございまして、過去どこかで盗まれた核物質が密輸されてくるような場合ですとか、過去規制が強化される前に紛失されたようなものが、俗に湧き出してくるという、そのものへの対応といったようなものへの措置を講じるというのが規制上の外にあるといったようなもの、3つの分野にされているところでございます。

次のページに移りまして、参考まででございますけれども、核物質、商業用の

発電所に関しましては、ここの図にございますように、原子力安全・保安院、治安当局におきまして、規制が行われているという形になっております。

そのほか研究炉に関しましては、文部科学省のほうで同様の措置が講じられているところがございますし、核物質、放射性物質の航空輸送、陸上輸送、海上輸送とございますが、それに関しましては、国土交通省のほうで所要の規制が行われているというところがございます。

5 ページでございますが、15 回から 20 回までの検討をこれまでにいただいてきたところございまして、検討はどのようにしてきたかと申しますと、国際動向を踏まえた検討ということでございまして、IAEA の基本文書のドラフト、最終段階はドラフトの Rev 12 でございましたが、それを踏まえて我が国の核セキュリティに対する我が国の基本的考え方に盛り込むべき要素を作成、議論していただいたところがございます。そちらのほうのリバイス版が資料 3 という形で後ほどご説明することとなっております。

また、資料 3 を作成するにあたり、核物質、放射性物質を我が国でのセキュリティの取組状況を聴取、議論いたしまして、それらを踏まえて、今後の方向とか課題をご議論していただいてきたところがございます。

次のページに移りまして、具体的にどのような現状認識及び今後の対応、課題といったようなご指摘をいただいたかというところがございます。

まず、1 番、これまでの我が国の核セキュリティの取組レベルといたしましては、1. でございますが、概ね十分な水準で維持されているというご紹介をいただきました。その一方、2. でございますが、今後の脅威に対処していくため、強化が求められていることから、これらの国際動向を踏まえて、適切に対応していくことが必要であるというご指摘をいただいております。

具体的に 2 番目の核物質に対する防護の現状認識では、各行政機関において IAEA 文書等の国際規範に則った規制が行われているということと評価していただき、次のページのつづきのところでございますが、原子力委員会のほうでも、個々の規制機関の対応やその改善内容の報告、聴取を行っているということとされております。

今後の対応すべき事項といたしましては、INFCIRC / 225 の Rev 5 が発行される今現在では発行されたこと、これを適切に反映すべきというご指摘、

またその際の課題といたしましては、例えば3番目のポツのMOX燃料の国内輸送がございますとか、内部脅威への対応のための信頼性確認といったような点が課題となるというご指摘をいただいていたところでございます。

また、次のページ、その他の放射性物質に対する防護でございますが、法令上で明確に位置づけられていないが、放射線防護、安全対策の一部としてセキュリティの観点で措置が行われているというご評価をいただいております。

今後の対応及び指摘事項のところでございますが、放射線源等の規制を行っている省庁がその他の放射性物質の防護に取り組むことが適切。その際、放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告等を踏まえて、国内に適切に反映することが必要であろうというふうな課題をいただいております。

少し飛ばしまして、ポツのなお書きのところでございますが、その他の放射性物質は核爆発装置の原料とならないことから、核物質に比べて潜在的危険性は低いと考えられるため、防護の水準は核物質と異なることを考慮することが必要。放射性物質の利用は医療分野や工業分野において、さまざまな形で行われるということでございまして、その利用に影響が及ぶことがないよう、リスクとバランスを考慮すべきというご指摘をいただいているところでございます。

また、次のページの4. 規制上必要な管理の外にある核物質やその他の放射性物質の対応のところでございますが、現状認識といたしまして、所在不明になった場合や、出所不明のものが発見された場合など、国民の生命、財産の保護の観点から関係機関におきまして、所要の対応がとれることとなっているとご評価をいただいているところでございます。

(2) 今後の対応というところでございますが、IAEAの勧告におきましては、この規制上必要な管理の外に出ている核物質に関する活動の調整を行う機関や仕組みが必要という指摘がされており、そこに4つほど具体的な例が記載してございますが、最終的に我が国として、どのような仕組みとするか今後さらなる検討が必要であろうということ。また、現状におきましても、その役割分担、特にそれに対処するためにはいろいろ費用がかかるわけでございますが、費用の負担などもケース・バイ・ケースで、その時に応じて、解決しているという状況がございますので、そういった問題点についても課題を検討していくことが必要であろうというご指摘をいただいているところでございます。

最後のページでございますが、その他の指摘事項といたしまして、核セキュリティ文化というもの、これは核セキュリティに携わっている者、当事者とともに国民の方々、一般にもその醸成が必要であるというご指摘もいただいております。当事者においては、キャパシティビルディング、人材育成が必要であるというご指摘をいただいたところでございます。

続きまして、資料3でございますが、色分けをしておりますが、赤字の部分が前回までの議論でほかの委員の皆様方からご指摘をいただいた事項ないしは、事務局のほうで気がついた事項の変更でございます。

青字のところが、先ほどご紹介いたしました8つの追加点など、IAEA文書のほうに変更されたことに伴う変更点の事務局としての考え方を盛り込んだものでございます。

表題でございますが、従来「核物質その他の放射性物質等の防護」という言い方をさせていただいておりましたが、それを「核セキュリティ」という言葉がまだ日本語として十分定着してないという認識であったわけですが、さまざまな報道などを通じまして、核セキュリティという言葉が日本語に定着しているだろうというご指摘を皆様から前回いただきましたので、核セキュリティという言葉で簡潔に書かせていただくようにさせていただきました。

分量的にはこの用語の変更が非常にたくさん出てまいりますので、非常に多くございます。以下割愛させていただきます。

続きまして、1ページの1-3の法令の整備のところでございますが、次ページのほうに、英文のほうの変更が書いてございますが、こちらのほうに従来「所管当局に法的権限を提供する」といったものを「法的権限のある所管当局を確立する」といった変更になりました。また、規制機関の適切な独立性を確保せよ、という規程が追加されたこと。認可を受けた事業者が不在の際のセキュリティ責任が追加されたこと。輸出入の国境管理にかかる規程が追加されたこと。また、密輸等の不正取引も防止にかかる規程が追加されたということを踏まえまして、1ページの下のところでございますように、青字の法的権限のある関係行政機関の確立、規制行政機関における適切な独立性の確保。

次のページで、認可を受けた者が、不在の際のセキュリティ責任に関する手続、法執行制度と措置の確立、不正取引への対応といった記述を追加させていただ

たものでございます。

また、3 ページ目に進んでいただきまして、1 - 6 の核セキュリティ体制の維持のところでございます。

下の枠組みでございますけれども、従来品質管理というのを意識した記述はあったんですが、これそのものを示す用語はございませんでしたが、integrated management systems という形で、including quality management systems という品質管理の概念が明確に入っていましたので、品質管理システムを含む、適切かつ効果的な統合管理システムの開発ということ。

また、英文で言うと、Demonstrated leadership ということで、leadership を発揮せよという項目が追加されましたので、明示という形で載せさせていただいております。

また、best practiceにかかると、次のページのほうですが、内部脅威者対策、こちらのほうも勧告のほうでは従前から入ってございましたが、基本文書にも改めてより重要度を高めていく上で、こちらも最良事例の取り入れ、内部脅威者対策ということで、我が国の基本的考え方の要素として組み入れさせていただいたところがございます。

4 ページで、2 - 2 でございます。赤字のところでございますが、国の想定する国内外の脅威という形に追加させていただきます。また、核物質の魅力度というのがやや用語として意味が十分とりにくいということで、不正利用価値という形で言い換えさせていただきました。

また、その下のところでございますが、枠組みの v. のところでございますが、other acts determined by the State ……と追加されているところがございます。これは、従前 I から V までつながっている中での追加でございますので、上の赤い字のところでは読み込むという形で修字をさせていただいているところがございます。

5 ページ、2 - 6 の連絡体制のところ、ちょっと抜けがございまして、「国及び関係事業者は」という形で意図を明確にさせていただきました。

6 ページでございますが、先ほど 2 - 2 でご説明させていただきましたものと同じ記述でございますが、2 - 2 が核物質、3 - 2 が放射性物質ということでございます。

また、7ページでございます。

こちらのほう、4-1でございますが、悪意のある行為という表現の言い換えがなされているところでございます。

枠囲みの下のところの核セキュリティに悪影響を有すると国が決定した行為に対する対処の規程も追加させていただきました。

また、8ページでございますが、4-3、防護対象の選定のところでございますが、まず青字の「防護を必要とする」という修飾語が削除されたことから、それを削除させていただいております。また、重要な地点というのが、より枢要な地点といったほうが、テロ行為を行うにあたって、防護するにあたってキーとなる地点という意味のニュアンスが伝わりやすいということで、「枢要」なという表現に換えさせていただいております。

従来、この公的イベントなどにかかるこの記述のところは簡潔な記述となっていたところでありまして、核物質や放射性物質と同じ表現に書き換えられたことから、より丁寧に記述をさせていただきました。

次に、4-4のところ、こちらのほうも9ページの上にあるように、一部項目が削除されたものでございますので、そちらのほうを反映させていただいております。

4-5でございますが、「身元不明」というのが人を想起させるということでございますが、したがって「帰属先不明」というふうな形で記述を変更させていただいているところでございます。

最後、9ページの下から2行目でございますが、これは事務局のミスでございます。「悪意のある行為」の言い換えはここでございますが、反映をしそこねてございます。こちらのほうも「悪意のある行為」の言葉を言い換えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(内藤部会長) ご説明ありがとうございました。

今の2つの資料がございますが、どういたしましょうか。分けたほうがいいと思いますので、資料2について何か特別なご意見はございますでしょうか。資料3は、2を踏まえたものであるもので、一体という意味では一体なんですけど、資料2に限って、何かご意見はありますか。

中込委員。

(中込委員) 資料全体を通してなんですが、これはいろいろな項目をやりませよということを書かれているんですけども、我が国、規制当局ということそれぞれ担当されていることは承知していますが、我が国といったときに誰がリーダーになるのかというのは、いわゆる旗振り役といったらいいのでしょうか、それが見えないんですが、それについてどう考えているのかということと。それから、今後こういった議論をするときに、福島事故を含めて、今後、国内の体制をどうするかにすごく関係するというような気がするんですけども、その辺の見通しはどう判断されるのでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 資料3の中で、国という主語も大変出てきているところでございますが、その中でより明確にできるところ、規制機関、ないしは関係行政機関というような形でより明確にできるところは明確にさせていただこうと考えておまして、そのようにつくらせていただいているところでございます。

まだ、そこまで議論が進んでないところは今後議論を進めていきたいと考えておりますが、そこは実際の関係行政機関のほうにおける議論を待たなければいけない部分もあろうかと考えております。

(中込委員) 各大臣マターになったときに、そこは大臣同士が話し合って、規制当局同士で話し合って、調整してください、誰かが例えばそれを全部まとめるのは総理大臣だと思うんですけども、そこが一本化しなさいということではなくて、規制当局同士で話し合う。実際は3省庁あるのが、バラバラになったときに、誰がまとめるのかがちょっとよく見えないんですけども。

(事務局：吉野企画官) その点を含めまして、一つ今後の課題だと考えております。

(内藤部会長) 具体的にどういう書き方をするかは別として、現状で十分な対応がなされていないという点があれば、それを盛り込んでいくことになると思います。今後の議論に委ねたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員) 2と3と分けて。

(内藤部会長) 分けて。

それでは、3のほうに移らせていただきます。2を踏まえて3をつくっておりますが、それでは1ページずつ議論する前に、全体で何かご意見はございますでしょうか。

中込委員。

(中込委員) この文章、ちょっと私、忘れてしまったところがあるんですけども、この文書の位置づけというのはどういう位置づけなのでしょう。できれば原子力委員会決定ぐらいの文書のほうがいいのかなどという気もするんですけども、いかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 後ほど、資料4、5のほうで、今後の進め方の中でご説明する予定でしたが、こちらのほうの資料3のほうも盛り込むべき要素という位置づけとさせていただきます。こちらのほうを最終的には報告書の形の文書に書き直させていただいたものを今後ご審議していただきたいと事務局のほうでは用意させていただいております。そちらのほうをまず当専門部会の報告書というものができたあかつきには、いずれ原子力委員会のほうにあげまして、原子力委員会決定のような形にすることを念頭に置いております。

(中込委員) わかりました。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかに、全体にかかるご意見はございますでしょうか。

それでは、1ページ目1-3までのところでご意見はございますでしょうか。1ページ、2ページです。

小佐古委員。

(小佐古委員) 少し全体とも絡むんですけども、1-3のところに法令の整備とありますが、セキュリティのことを考えるとIAEAの文書の中にも指摘があるように、セーフティとの絡みとか、ほかとの絡みの話が必ず出てきます。核物質のところではいきますと、セーフガードとセキュリティをどうやってすみ分けるのかとか。あるいは、放射線安全のところでは、既に審議しているんですけども、放射線安全のためのモニターをつける。あちらのほうでもセキュリティの議論をやって、セキュリティのためのモニターをもう1つ別の法律でつける。例えば、病院だと病院の赤ちゃんが盗まれないように、また別のものをもう一つつける。法律ごとに別々につけるといようなことが、あたりが悪いとすぐ起っちゃうん

ですね。

既に指摘があり、かつ、ここにも書いてあるように、もう少し法令の整備のところはもう少しがっていただかないと、原子力委員会としては関連の省庁にこういう点について、考慮されるべしということを出せばいいんでしょうけれども、実効性があるのかと言われると、先ほど中込さんが言われたように、行政機関は行政機関としてのいろいろなことをやっていて、ブリッジをかけたところというのは、誰も考えてない。

福島対応を見ても、下手したらそういうことだって起こっているわけです。だから、もう少しやはり、これを実効性あるものにしたいのだったら、法律の構造をどういうふうにしたいのか、青山さんもちょっと指摘されましたが、独立性をもってということになると、ブリッジをかけた部分をどう扱うのかということのをちゃんとやらないと、何の議論をしているのか全くわからないということになるんじゃないのかなという気がします。

ちょっとどこを直す、じゃなくて恐縮なんですけれども。

(内藤部会長) 今の点を踏まえながら、報告書の作成にあたっていただきたいと思います。また、欠けているようでしたら、再度小佐古先生のほうからご指摘していただきたいと思います。

私のほうからなんですけど、Iの冒頭ですが、我が国の核セキュリティに対する基本的考え方で、核セキュリティを定義しているんですけども、何のためにやるのかという目的、視点、それが抜けているように思います。最終的には盗取された核物質で核兵器がつくられるとか、あるいは核物質その他の放射性物質をばらまくことによって、公衆が放射線影響を受ける、あるいは社会的不安が生じる、そういったことを防止するためにそれをやるのであって、その点のことがやはり適切に記述されたほうがいいような気がいたしますが、いかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) それでは、そのような視点からの文書をこの定義の中に追加するような案をちょっと考えさせていただいて、次回に皆様にご審議していただければと思います。

(内藤部会長) 青山委員。

(青山委員) 今、部会長がおっしゃったことについて、まず1点確認したく思います。部会長は今は例として挙げられたのかもしれませんが、部会長がお

っしやったのは、従前のというか、Physical Protection、P Pを扱っていたときの考え方をおっしやられたということで、よろしいでしょうか。

(内藤部会長) いや、その他の放射性物質も入っているんです。

(青山委員) それと、ここに「妨害破壊行為」とありますけれども、原子力施設そのものを破壊して、あるいはそこに損傷を与えて、放射性物質の漏洩にあたるようなテロリズムを行使するというのも妨害破壊行為の目的に入ると考えてよろしいですか。

(内藤部会長) そうですね。関連施設ですから、貯蔵施設とかそういうものが入ってくる。輸送の途中の施設とか。

(青山委員) じゃあ、本来の質問、ちょっとよろしいですか。

(内藤部会長) どうぞ。

(青山委員) 第3ページに関連する質問になりますが、今、質問んでもよろしいでしょうか。

(内藤部会長) まだ2ページ目です。

ほかにございますでしょうか。

中込委員。

(中込委員) 今の部会長のおっしやったことで、私は非常に大切なことだと思っ  
ていまして、一番最初のIのところの基本的考え方の中で、検知し対応すること  
だけ、これ、目的だけなんです。ですから、最初の文章を私は活かして、検知す  
ることを目的とする、ですよね。そして、それに対応することは、この基本的な  
考え方だということをどう対応するかということだろうと思いますので、そのこ  
とが明確にわかるように、記載すればいいんじゃないかと思っております。

(内藤部会長) この対応はレスポンスなんですよ。だから、ちょっと中込さん  
が意図されたご指摘とちょっと違ってございまして、要するに、そのために核セキ  
ュリティの措置をちゃんとしなさいということを中込先生はおっしやったと思  
うんですが、この対応は部分集合なんです。

(中込委員) 起っちゃったときにどう対応するか。

(内藤部会長) 「検知し対応」の「対応」はレスポンスフォースのことを言っ  
ているんです。それから、被害の回収、放射線汚染を低減するとか。

(中込委員) 対応というのは起こった後の対応ということを考えればよろしいわ

けですね。

(内藤部会長) はい。

(板橋委員) これは今回の福島の問題を受けて、変わることはないわけですね。起こった後の対処は考えないということですね。

(内藤部会長) ちょっと今議論が抽象的なので、皆さんが思っていることと、私が理解したことがあっているかどうかは別なんです、そのとおりだと思います。

具体的な文章を事務局で考えますので、またご議論していただきたいと思いません。

よろしければ、3ページ目、お待たせしました。

青山委員。

(青山委員) 3ページの日本側の考え方、最後のほうのあたりに、「内部脅威者対策、核セキュリティの能力に影響を及ぼす問題への取組を実施すること」とあるんですが、4ページの上に掲げてあるIAEAの基本文書の側の表現を見ますと、Establishing and applying measures to minimize the possibility of insiders becoming nuclear security threats、これはかなり強い表現だと思います。というのは、インサイダー対策は今まで不十分であったことを念頭に置いて、Establishing、つまり新しくつくって、なおかつそれをapplyしなければいけないと、確実に実施しなければいけないというニュアンスが明らかに含まれていますね。

IAEAの基本文書を必ずしも金科玉条とする必要はもちろんなくて、我が国の考え方があっていいと思うんですが、福島原子力災害を起こしてしまった日本にとっては、福島第一原発の現状は通常では全く考えられない数の作業員の方々が入って、努力されておられるわけで、作業員の方々を疑うという意味ではなく内部脅威者への対策というのが、テロ・妨害破壊工作のケースだけではなくシビアな事故の場合にも考えられなければいけない…というのは、これはある意味、常識と言っていいと思います。

そうすると、日本語の文章で、「内部脅威者の対策も含めて、問題への取組を実施すること」という文章は、あまりにも甘いのではないかなと考えます。「内部脅威者の対策は今まで不十分な点があったことを踏まえて、新たな十分な対策を打ち立てて、確実に実施する。」

例えば、そういう強めた文章が適切ではないでしょうか。国際社会へのメッセージとしても、そのほうがしっかりするのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(内藤部会長) いかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 今のご趣旨を踏まえまして、文案をちょっと検討させていただいて、次回にご審議していただければと思います。

(内藤部会長) 全体的にキャッチフレーズみたいなものを書いてあると理解していただいて、一言一句が必ずしも吟味されてつくられてはいないので、今後の報告書の案文を練っていただきたいと思います。

元に戻っちゃうんですけれども、2ページ目、青字のところの3. 3で、認可を受けた者が不在の際とか、この不在というところとそこにいないという感じなんですけれども、多分特定されてないとか、存在しないとか、そんな意味合いがあるんだと思います。そのあたりを含めて、表現を注意しなければいけないと思っておりますし、3ページ目の今の1-6のところ、青字で書いてあるところですが、真ん中のあたりでリーダーシップの明示と書いてあるんですが、これは組織の長がちゃんと核セキュリティの重大性を意識して、トップダウンでちゃんとやっていくというガバナンスのことを言っていると思います。

リーダーシップと訳すのがいいのか、ガバナンスと書くのがいいのか。そのあたりも含めて、今後議論していきたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

中込委員。

(中込委員) 大変レベルの低い話なんですけれども、全体を見たわけではないんですけれども、何とか「や」という言葉が使われているのが、一部消されてよかったなと思ったら、また4ページで、真ん中辺で、「輸送や」というのが出てくるんですね。「や」というのはあまりこういった中ではいい言葉ではないような気がしますので、その辺、エディトリアルな話なんですけれども、見直ししていただきたいと思います。

(内藤部会長) まだ、4ページ目に行っていないんですが、ありがとうございます。

それでは、4ページ目、ご意見ございますでしょうか。

5ページ、いかがでしょうか。

小佐古委員。

(小佐古委員) 5 ページの上のところ、D B T、設計基礎脅威のことが書いてあって、下のほうに行くと、3 のところに行くと、防護の水準はそのほかの放射性物質については異なる。だから、盗取に対する防護が主になる。あるいは、ちょっと先行するんですけども、6 ページのところの連絡体制の話、あるいは7 ページのところのまん中の放射線利用に影響を及ぼすことがないようなリスクのバランスを考慮すること、ということがあって、ちょっとここら辺のことは考え方をよく整理していただく必要があると思います。

こういうものを用意して、対策を考えるときには、D B T がベースになってきて、だから、デザインベースでどこまでの脅威を考えて、それに対する対策を用意し、あるいは訓練をするというのが全体のベースになるということです。

だから、非常に極端なことを言えば、ちょっとたとえて悪いんですけども、津波がこれだけの高さと言っていて、極端なことを言えば、20メートルとか30メートルの防潮堤をつくらなければ発電所をつくってはいけないという議論だってできるわけです。

脅威のレベルというのも、ものすごい極端なことを言ったら、がちがちの体制でないと核物質は利用してはいけない、放射性物質は利用してはいけないということになるわけです。だから、あるところのレベルのところ、合理的に想定し得る脅威のレベルを設定していくことになるんですけども、そのところのすみ分けを上手に書かないと、片方じゃ、利用するから甘くしましょう。根拠も論拠もなしに甘くしましょうと言っておいて、片方ではアプリアリにそこまでやるのかというようなD B T が設定されて、我々実際の施設で、そこまでやるの、みたいな訓練も、ちょっと言えないからあれなんですけれどもやっているわけです。

だから、やっぱり考え方の整理が必要で、防潮堤も合理的に想定できるところまで置こうと。それがあって、もしそれを超えることがあれば、想定外のことがあれば、それに対しても何らかの対応があると、対応は全てに対して対応できるわけではないけれども、その効果を減じることができる。いわゆるオプティマイズなんですね。放射線防護というのは常にそういう考え方をしていて、あるレベルのところ、コントロールする。それを超えることがあれば、対策をもってオプティマイズを図る。その影響を緩和することを考えるという構造になっている

んです。

多分、これもそういう構造になっているんだと思います。一番露骨に書いてあるのは、アイソトープの利用のところは露骨に書いてあって、そこまでやる必要はないと。そうだと医療行為ができなくなる。利用ができなくなると書いてあるわけです。

でも、核物質のほうの考え方と放射性物質のところの扱い方というのは、必ずしも整合していない。あるいは放射性物質のほうはDBTを設定するときに、どういう理屈でそこを外したかというところがあまりはっきり書いてないわけです。つまり、何が言いたいかと言うと、DBTをベースにして核物質をやる。こちらのほうでは、利用阻害するからうまくやろうというようなやり方ではなくて、もう少しがった、どこまでやるんですかということをちゃんと決めるべきだ。それが1点目です。

2点目は、それを超えたときに、DBTを超えたとき、あるいは想定外のことが起こったときにどうするかということもあわせて書いてないと、これはもう完全に不完全なドキュメントになる。想定外のことが起こると、対応できないと言われていないですか。それと同じことが起こるわけで、さっき起こった時には議論しないということもあつたんですが、それがセットになっていないと、話にならない。

それで見ると、ここの書きぶりは、連絡体制と書いてあるんです。例えば、2-6のところは連絡体制と書いてあって、またという2番目のセンテンスからは連絡対応体制、連絡だけではなくて対応体制ということまで踏み込んで書いてあるんです。

だから、多分必要とされているのは、連絡をする。既存のいろいろなルールが行政庁ごとに存在する。だから連絡をすれば既存のルールで各行政庁は対応するだろうという書きぶりなんです。

ほとんどこれはもうちょっと丁寧に書いてもらう必要があつて、DBTを超える、あるいは想定しないことが起こったときには、どういう組合せの対応になるのかということがやはりちゃんと書かれないとこの文書は完結しないのではないかと思います。連絡体制というふうにピリオドを打つのではなくて、対応体制をどういうふうにするんですか。それを超えたときにどういうふうにするんですか

というところまで踏み込んで書かれないと、完結しないのではないかなという気がします。

(内藤部会長) ありがとうございます。

(事務局：吉野企画官) 個々の物質でございますとか、その施設に応じまして、個々の脅威がどのように設定されるかということによって、実際の連絡対応、特に対応のほうの体制は異なってくるというところで、先生ご承知のとおりかと思いますが、個別具体的にここで議論、報告書の中で記載していくということとはなかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

想定外への対応ということ、ある意味、深層防護という考え方と通じるものではないかと考えておりますが、そういった深層防護の考え方を徹底せよというようなことを強調すると理解してよろしいでしょうか。

(小佐古委員) 深層防護というのは、第一弾がこけると次が立ち上がる。同じ方法か違う方法かわからないですけれども、次が立ちあがって、それがプロテクションできる。それがこけても、次が何らかの形で守ることができるという考え方です。私が申し上げているのは、DBTを設定するわけですけれども、事故とかトラブルとか事件が起こるのは、それを超えたところで大体起こるんです。だから、それを超えたときのことを書かないといけない。深層防護というのは超えないことを書いているんです。だから、そうではなくて、超えたときのことを考える。それで完璧な答えを用意するのではなくて、全体の影響を緩和するような仕組みというものがいわゆる防護で言えば、オプティマイズ、こっちで言えば、最近は減災と言っていますが、そういう考え方が存在しないと、いくらでもあげることはできるんです。実際にそれに近いことが起こっていて、私が学生のころは研究炉はカードで入れたんですが、今は牢屋のような格子があって、実験装置一つを入れるのもとてもじゃないけれども入れないような状態になって、要するにどこまで設定するかで、それがどんどん上ってきて、そこら辺の考え方の整理を上手にやらないと、まずいんじゃないでしょうかということを申し上げているんです。

(事務局：吉野企画官) わかりました。

(内藤部会長) 実際に、案文を作成する中で指摘していただきたいと思います。

青山委員。

(青山委員) 第5ページに関連する質問になりますが、いいでしょうか。

(内藤部会長) 4ページということだったんですが、ないようでしたら、どうぞ。

(青山委員) 意見というよりは確認なんですけれども、5ページの一番上のところ、今のお話にもありましたDBTなんですけど、ここの文書には「防護の対象とされた核物質、原子力施設及び輸送のうち特に重要なものに対して国が想定する脅威を勘案し、設計基礎脅威を設定すること」とありますが、そういうことは当然ながら、複数のDBTをつくるということですね。

つまり核物質や原子力施設、あるいは輸送、重要なものを選んで、中身が共通する部分もあるけれども、違うものもある、個別DBTをつくるということで、よろしいのですね。

(事務局：吉野企画官) そこは、DBTの中身自身ちょっと私ども触れるわけにはいきませんので、しかるべき確認をさせてください。

(青山委員) おっしゃったとおり、今日は公開の場なので、DBTの中身については踏み込むことはできませんが、複数なのか、それとも全部ザッとまとめて一つなのかというのは、それは公開情報ではないでしょうか。今、確認されるということであるから、もちろんそれを待ちますけれども。

(内藤部会長) ほかにございますでしょうか。

中込委員。

(中込委員) 私が青山委員に答えるわけにはいかないんですけれども、おっしゃりたいのはまとめろと言っているんですか。それとも個々でいいんでしょうねということなんですか。そのことすら、あまり……。いや、一本にまとめますとか、いや、バラバラですとかというのは、多分言えないんじゃないかなという気がするんですけれども。

(青山委員) 僕の考え方としては、個別に応じた違うDBTがあってよいと思います。

(内藤部会長) 本件についてこれ以上の議論はやめたほうがよいと思います。いろいろ派生してくると思いますので。

事務局が確認するということですので、それに委ねたいと思います。

小佐古委員。

(小佐古委員) それは複数あるんです。というのが研究炉と実用炉は明らかに違

うわけですから、もう複数あります。そのお答えは終わりで調査も必要ないと思います。

(内藤部会長) ほかにございますか。

それでは、全体に関連してくるんですけれども、5 ページ、6 ページ、7 ページあたりまでいかがでしょうか。

7 ページでは、malicious actsを言い換えているんですが、その辺の表現ぶりについては、交告委員からのアドバイスをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

中込委員。

(中込委員) 現行法はR e v 4 を採用していると思いますけれども、R e v 5 との比較、どこがどう変わったかというのは知っている人は知っているんですけれども、知らない人が多いと思いますので、それをベースに、例えばmalicious actsのことが細かくなりましたということを含めて比較できるような何か対比表みたいなものは、事務局でつくっていただくというわけにはいかないのでしょうか。

(事務局：吉野企画官) それは基本文書のほうではなくて、勧告文書のほうですか。

(中込委員) 勧告文書。

(事務局：吉野企画官) 今現在ご議論していただいております資料第3号のベースは基本文書でございます。基本文書は初めてできたものでございますので、古いバージョンはございませんが、1年前にご議論していただきました、ちょっとご紹介は遅れましたが、昨年7月にご議論していただいたときには、原稿第12版でございました。それと現在の最新版との対比表は委員の皆様方のお手元の紙ファイルの中に綴じ込んでございます。

ただ、第12版自身が非公開でございますので、机上ファイルのみという形とさせていただきます。あと225の、R4とR5に関しましては、主に今後の議論ということになるかと思っております。その際は、R4、R5の対比は当然有用な資料になるかと思っておりますので準備していきたいと思っております。

(内藤部会長) ありがとうございます。

板橋委員。

(板橋委員) 質問ですが、3-2にかかわる質問で、2-2のところを見ると、「不法なアクセス」ということが入っているのですが、3-2のほうは抜けています。この「不法なアクセス」の意味は、これはネット上のアクセスということですか。機微情報の漏えいとか盗取とか、そういう意味を示しているのでしょうか。

ウィキペディアへの流出とか、そういうことを防止するという意味もあるのかなと思ひまして、ネット上の不正なアクセスのことかと考えたのですが、必ずしもそうではないということですか。

(吉野企画官) 物理的なアクセス。

(板橋委員) あとのほうで機微情報と追加されて出てきますよね、そうするとこの情報を守る対策もとらなければいけないわけですよね。

(吉野企画官) そうです。

(板橋委員) 先ほどのウィキペディアの問題とか、あるいは不正アクセスによって盗取されるということを防がなければいけないということですね。

これは同様に、放射性物質のほうもあるのではないかな……。

(内藤部会長) 物理的なアクセスという意味ですか。

(板橋委員) いや、不正なアクセスのほう。

(内藤部会長) だから、不正なアクセスについてという意味は。

(板橋委員) そうか。物理的なことだけを意味しているわけですね。

(内藤部会長) それが、放射性物質に書かれてないというご指摘なんですね。

(板橋委員) ええ。等にはなっていますが。

(近藤委員長) 3-2に書いてない。

(板橋委員) これは、意図的に抜いたのかなと思って。

(内藤部会長) ただ、病院での利用があると、そこに患者が入っちゃいかんということはあり得ないから、そこは意識して書いてないのかもしれないけれども、ちょっと調べさせてください。

それから、機微情報の保護、それからサイバーテロ的なこともどこかで言及されていたと思います。しっかりしなさいというのは。

(事務局：吉野企画官) 機微情報、等というふうにここではまとめてございます

が、英文のほうでは、sensitive information asset、assetのほうがまさにサーバーへの攻撃などから守るということを意識している記述と理解しております。

(内藤部会長) 6ページのまん中の3. 9のivのところですね。

ほかにございますでしょうか。

それでは、7ページまでご意見を伺ったということで、次に、8ページ、9ページをあせていかがでしょうか。

(小佐古委員) 9ページの4-5の帰属先不明線源の対応というところで、いわゆる身元不明線源、orphan sourceというんですけれども、ウラジオストック等々でスクラップの中から不明線源が見つかったと。大騒ぎになって、想定されないような場所から放射性物質が見つかって騒ぎになるという状況のことを言っているんですけれども、速やかにその管理責任者を特定することということで、大体そういうのはうまく行かないケースがほとんどなんです。

そのときに、次のことが書いてあって、関係行政機関が協力して管理下に戻すこと。と書いてあるんですが、これは何年も前から新聞で大スキャンダルになって、そのたびに政府の対策委員会が開かれてやるんですけれども、これに対してずっと答えを出すことを避けてきています。避けてきているというか、答えを出してきていません。つまり何を言っているのかと言うと、帰属先がわからない線源を見つけたら、何が起こるかと言うと、それを見つけた善意の人が全ての片づけの費用を出さなければいけないということになっているんです。行っていく先がないわけです。

それで、帰属がわからないわけですから、文部科学省傘下なのか、会社の特定のところなのか、外国なのかわからないわけですから、片づけるための費用も見つけたところに関連したところに全部押しつけられることになるわけです。何度も何度も委員会が組織されて、何度も何度もすごく長い間議論をやっているんです。そういう線源に対して、保険をかけて、そういうところからお金を出して、アイソトープ協会とか、原子力機構とか、そういうところに対策の費用を支払って片づけてもらうとか、そういうアイデアも出たり、あるいはそういうときには行っていく先をきちんと決めておくというようなことが何度も議論されています。

ところが、身元が不明で線源が何かわからないわけですから、γ線を出すのか

中性子を出すのか、ラジオアイソトープなのか、核燃物質なのか、それがわからないわけです。だから言ってこられたら、普通は放射線規制していて文部科学省のほうに行くわけです。核燃料物質だとわかった途端に、冷たい態度になって、冷たくないのかもしれませんが、失礼しました、態度がコロッと変わって、うちの省庁じゃないというたらい回しが始まって、宙ぶらりんになって、その間、メディアの方から随分ぼこぼこに叩かれる。これもちょっと申し訳ない……。

何とかここに対しては、もう長いことやっているわけですし、わざわざこういう文書を用意されるんですから、これの体制について、関係のところまで至急検討し、それをちゃんとやることというふうにぜひ書いていただきたいと思うんですがいかがでしょうか。あまり余計なことを言ってはいけないでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 非常に多様な状態が想定されるものですから、制度化に手間取っているというご指摘はそのとおりでと思います。どこまで踏み込んだ記述が適切かどうか、今一度検討させていただきます。

(内藤部会長) ぜひ、書きぶりについて、小佐古先生のご助言を得ながらまとめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

中込委員。

(中込委員) 非常に簡単な質問なんですけど、これはセキュリティの orphan source なんですけど、それとも被ばくという観点からの orphan source なのでしょうか。それによって大分お金をどういうふうにかけるかということも含めて、その辺もちょっと整理していただければと思います。

(内藤部会長) ご質問の趣旨がわからなかったんですけども、どういうことですか。

(中込委員) 小佐古委員がおっしゃったのは、被ばくとセキュリティのあれですよ。両方の、被ばくは放射線を浴びるからというのでわかるんですけども、セキュリティは被ばくというよりは管理がちゃんとできているかどうかということなんです。ですから、その辺を、違いますか。

(内藤部会長) と言うか、セキュリティは両方入っていると思いますよ、被ばくも。だから、おっしゃっている意味がよくわかりませんが、中込先生のご指摘の趣旨がよくわからないんですけども。

小佐古先生。

(小佐古委員) だから、常にセキュリティがセーフティを内包しているのか、セーフティがセキュリティを内包しているのかとずっと長い議論をやっているんですけども、やはり常に裏腹の関係にあるんです。先ほどもちょっとお話をさせていただいたんですが、セーフティのほうは、レギュレーションがいろいろあるわけです。そこにセキュリティが乗っかっているわけですから、切り分けると言われると、突然今みたいな厄介な話が出てくるんです。

だから、両方とも相互に絡んだ状態で走るということを認識していただくのが大事ではないかという気がします。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、ちょっと時間が押していますので、次の議題に移りたいと思います。

ご意見をありがとうございました。

議題3は、今後の部会の進め方についてでございます。

これまで我が国の核セキュリティに対する基本的考え方について検討を行っておりますが、今後の議論の進め方及びワーキング・グループの設置につきまして事務局で検討した資料を用意しておりますのでその説明をお願いします。

(吉野企画官) それでは、お手元の資料第4号と第5号をご用意していただければと思います。

まず、資料第4号でございます。

セキュリティに対する我が国の基本的な考え方の取りまとめ及び勧告文書等にかかる議論の進め方についてと題しているものでございます。

まず、1番目がただいまご審議していただきました資料第3号でございます。基本文書をベースといたしました基本的考え方の取りまとめでございますが、冒頭資料1の最初のところにもご説明いたしましたとおり、この基本的考え方の取りまとめ、原子力委員会の専門部会として30年ぶりのものでございます。

したがいまして、普遍性のある基本的な方針を提示するものとして位置づけさせていただければと考えております。

具体的には、個々の現状の分析でございますとか、取組の評価というのは、原則として記述せず、本日ご審議していただきましたような考え方の要素、ないし

は資料の2の中でこれまで審議していただきましたような今後の対応や課題を中心に記述するという形としてはどうかということでございます。

次の2番目といたしまして、こちらのほう、資料第3号はやや固い表現が多いわけですが、そういったものを国民の皆様方に核セキュリティ文化だけではなく、核セキュリティ全体に対してのご理解をいただくという観点から、できるだけ重複を避けて簡潔な表現、具体的には今は核物質、放射性物質、そして身元不明線源という形で、あえて重複を避けないで、分析がしやすいようにという形で記述させていただいておりますが、できるだけ簡潔な構成としてはどうか。

また、3でございますが、この固い表現ではない、できるだけ柔らかい表現での報告書の文体と申しますか、ないしは表現の工夫をしてはどうかという3点でございます。

また、最後のスケジュールの4でございますけれども、次のページでございますとおり9月のIAEA総会でも核セキュリティに対する取組が各国から報告などされることが予想されますので、当部会においても本年9月というものは、一つの目安として考えて今後進めていってはどうかということでございます。

続きまして、2. 勧告文書等 INFCIRC/225 などに関する議論の進め方でございます。

本日も先ほど、セキュリティ脅威に関するご議論がございましたが、より具体的にご議論となつてまいるわけでございます。そのためには、実務の実態を踏まえた技術的な専門的な議論が必要となると考えております。

また、本日もやはり同様にご指摘していただいたところでございますが、福島第一原子力発電所の事故を踏まえた課題に関しましても、同様に技術的・専門的な議論が必要となつてまいります。このため、技術的・専門的な議論を進めるワーキング・グループを設置し、必要に応じ有識者等、より現場の実務に詳しい方ないしは規制当局等の担当者なども招聘して議論を進めることが適当ではないかと考えているところでございます。

また、後ほど資料5をご紹介させていただきますが、スケジュールといたしまして、来春の核セキュリティサミットを一つの目安として考えて、全てにわたって検討するのはちょっと時間の制約もございませうけれども、できるかぎり来年の春を一つの目安として考えていってはどうかということでございます。

資料5、ワーキング・グループの設置の案でございます。

技術検討ワーキング・グループの設置についてということでございます。

趣旨でございますが、平成23年2月上旬にIAEAにおいて、3つの勧告文書が発行され、国際的な核セキュリティ強化の動きが見られる。IAEAの勧告文書の発行等を踏まえた核物質等の防護の強化の具体的な検討にあたっては、技術的・専門的な検討が必要となることから、本専門部会に技術検討ワーキング・グループを設置する。

なお、3月11日に発生した福島第一原子力発電所の事故を踏まえた教訓については、可能な範囲で本ワーキング・グループ検討に盛り込むこととする。

2でございますが、構成員は原子力防護専門部会委員若干名及び有識者等若干名を別に定める。こちらのほうは、事務局といたしましては、部会長に今後ご相談をして、定めさせていただければと考えているところでございます。

3. 検討内容ですが、IAEAの核セキュリティ勧告文書を踏まえて、核物質防護を強化するにあたっての課題の抽出及び具体的な対応策に係る技術的・専門的な観点からの検討。同様に福島第一原子力発電所の事故を踏まえた観点からの検討。その他指示する事項の検討ということでございます。

スケジュールは先ほど申し上げましたとおりでございます。

最後は、5. のその他でございますが、ワーキング・グループに関しましては、機微情報を含む議論を避けてとおれないということでございまして、原則として非公開として審議するものとする。また、その他の規程に関しましては、専門部会の規程を準用するというところでございます。ということで案として事務局で作成させていただきました。

以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、皆様のほうからご意見、ご質問等はございますでしょうか。

板橋委員。

(板橋委員) これは意見ですが、先ほど、青山先生からもお話がありましたように、今回の事故で、いわゆる原子力施設の脆弱性とか弱点が露呈してしまったわけで、これは露呈させた国の国際的な責任としてやはり次の核セキュリティサミ

ットに向けて、今回の事故から得られたセキュリティ上の教訓について、いいものを出していく必要があると思います。これは我が国の責務だと思います。今回の原発事故が社会・経済にもものすごい甚大な影響を与えたわけです。放射線だけの問題だけではなくて、停電の問題とか、食品汚染の問題とか、これはテロリストにとってはものすごい利用価値があるものだとすることを再認識させたわけです。

ですから、セキュリティ面、災害でなくてもテロでも同じような事態になるということが、明らかになってしまったわけですから、何としても早急にワーキング・グループを立ち上げて、来年の核セキュリティサミットにはそれなりのものを出す必要が私は日本の責務としてあると思いますので、ぜひにと思います。意見です。

(内藤部会長) ありがとうございます。

中込委員。

(中込委員) 私もワーキングで検討するということは、大賛成で、ぜひやるべきだと思っています。このときに、防災との関係というのはどういうふうな位置づけをするのでしょうか。

防災はたしか原災法に基づくことしかやっていないんですけれども、事故が起こったとき、何か起こったときには原因はわからないわけです。最初にやらなければいけないのは、多分原子力発電所でこういうことが起こったと言ったら、防災対応をするわけです。途中で原因がテロだとわかったら、防災はその範疇ではありませんから、やめた、というわけにいかないわけです。ですから、その辺をこの関連ということなんでしょうか。原災法と広く言うと国民保護法とかも含めてなっているんでしょうけれども、その辺の接点というのはここでは全然、これはあくまでもセキュリティだけの話ですよということで、話を切ってしまうのでしょうか。そのことだけが気になっているんですけれども。

(内藤部会長) 原災法の発動がどういうことをきっかけになっているというのは精査して、テロのことが欠けているようでしたら、そこのリンクを提言しなければいけませんし、その上で、いずれにしてもファクトファインディングをワーキング・グループでやって、その上で今のご指摘の点も含めて検討したいと思います。

交告委員。

(交告委員) 今の中込先生の発言を聞いていて思ったんですけども、法律家にとってちょっと将来心配になってくるのは、途中に出てきていたintegrated management、これは環境法の世界でよく使われる言葉ですけども、ここでどうということが考えられているのか。何をintegrateしたらいいかということです。中込先生の今おっしゃったこともintegrateの中に取り込まれる要素になっていると考えられているのかもしれないという気がちょっとします。これを一つ調べておいていただきたいということです。

(内藤部会長) 今回の事故では、いろいろな対策本部が立ち上がって、それが本場に機動的に連携していたのかというお話がありましたから、それに今度核セキュリティという面で、現状分析と何が欠けているかということ进行分析してみる必要があると思います。

飯田委員。

(飯田委員) 技術検討ワーキング・グループをこの委員会の下につくるということで、そこで検討するのは3つの勧告文書ということですが、勧告文書は実際の防護措置とか技術的なことが記載されています。実際に規制を所管する文部科学省なり、経済産業省、原子力安全・保安院のほうが従来Rev4の取り入れで委員会を持っていたと思うのですが、その規制に反映するそういった各省庁の検討の委員会とこのワーキング・グループとの関係はどうなっているのでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 最終的に個々の規制当局が作成するようなガイドでございませうとか、もし政省令の改正といったようなものを含むということでは、そういったものの改正の具体的な内容といったものは、個々の規制当局の審議会なり委員会なりで審議されていくことだと思っています。

当部会ないしはワーキング・グループにおきましては、そういったようなものを通底する規制ないしは省庁間の役割分担、連携の中での議論でございませうとか、通底する考え方、導入すべき考え方の方向性といったようなものをご議論していただくということだと思っております。

(内藤部会長) 原子力委員会は基本的な方針を示すということであって、それが3勧告文書ではどういう基本的な考え方が示されているかということを集約する作業になると思います。それをどう実現するか、各省庁の規制ツールの中で具体

的にどうするかということは各省庁にお任せするということでございます。

もちろんその反映ぶりがどうなっているかということ原子力委員会が聴取するということはある得ると思います。

交告委員。

(交告委員) ちょっと認識が甘いと思うんですけども、要するにintegratedした法制度をつくるということが要求されているとすると、今の日本の分担管理に伴う縦割りの法律制度だと全然駄目で、少なくとも原子力基本法の中に関係する法体系、こういう法律が関係しますということ全部書く、さらには中込先生の発言によると原子力基本法と災害対策基本法もドッキング、ある程度の連関を持たせるような法体系が必要になってくるような気がしまして、そうすると各省庁が勝手にやってください、我々は基本方針を示すだけというだけではなくて、要するにどこか我々に従ってくださいと言えるような、そういうものにしないと、うまくintegrateできないということです。

(内藤部会長) 今のは貴重なご意見なんですけど、要するに現行の法体系が縦割りになりすぎている、弊害がありますということ指摘し、そしてまたそれを是正してくださいということも必要であれば、報告書の中に盛り込むことだと思うんですけども、それを見届けるのはどこかというのはまた別のところかと思いません。

小佐古委員。

(小佐古委員) ほかの具体的な例を挙げるとよくわかっていただけると思うんですけど、放射線の安全のほうでは、厚生労働省も職員の安全を決める。国交省になれば航空機の乗務員の被ばくを決める。あるいは経済産業省なら発電炉を決める。文部科学省なら違うものをやる。国交省が輸送のことをやる。安全のことがいろいろなところでバラバラで出てきます。それを調整するのに放射線審議会というのが用意されていて、省庁間の技術的な整合性をとるために用意されているんですけど、以前は内閣府にあって、それなりに機能していたところがあるんですけど、今は省庁再編のもとで文部科学大臣の下にあって、今、原子力災害のことを見ても機能しているのか、もう影も姿も見えないということで、よくわからないことになっていて、多分セキュリティのところも交告さんが言われたような、やはりインテグレートして、整合をとるような官庁がどこかにないとバラバラでやるこ

とになるというふうに思います。

そういうものを項目ごとに1個1個用意するのかということになりますから、例えば原子力委員会がそういうことに対してきちんと整合をとるような、法律的な裏打ちをするということも場合によったら考えないと実効性は出てこないし、省庁間でやられることの整合をとることはとてもできないということだと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

青山委員。

(青山委員) あくまでも参考にしていただきたい意見として申します。具体的にはワーキング・グループの中でやることですから。

この資料第5号にあるワーキング・グループの設置について、この文書の一番のミソは、3番の検討内容の2番目に「福島第一原子力発電所事故を踏まえた」という一言が明記されてある点だと思います。

1F(福島第一原発)の事故を踏まえて、PPの強化を具体的にどうするか専門的・技術的観点から検討する。それが明記されたということ、僕は高く評価したいと思います。その上で、1F(福島第一原発)で起きていることはまだ進行中ですが、例えば水素爆発のように具体的な実害を既に及ぼしたものと、実害は今のところ確認されていないけれども特にセキュリティから見たら重大問題になりかねない問題と、ふたつがあって、後者のほうには、例えば作業していた中の69人ほどがその後、行方がよくわからないという現実があります。

先ほどもインサイダーの問題に触れましたけれども、私の知る限り、アメリカ、フランス、イギリスといった、PPについてある意味で先行してきたところに諸国においても、銃火器で攻撃するというおどろおどろしい話よりも、ごく少数者のインサイダーの脅威のほうが、ここ1年ぐらい特に強調されてきたと思います。

したがって、ワーキング・グループにおかれては、作業されるときに、既に実害の出た問題だけではなくて、作業員の身元確認、あるいはもちろん正確な被曝量も含めて、作業員の方について必要な確認をきちんと全て行うということも含めた改革ことを重視していただきたいなと思います。あくまで参考意見ですが。

(内藤部会長) ありがとうございます。

岩橋委員。

(岩橋委員) ワーキング・グループを置かれることは、非常に時宜を得たことだと思います。

中込委員からも出ましたし、ほかの方からも話があったわけですが、ワーキング・グループの目的、ここはやはり上位の専門部会として、やはりワーキング・グループで考えるのではなくて、どこまで検討するか、どういう目的でどこまで検討するか。私はこの文書である程度、起こった後の対処みたいなものを含まないで、主としてやはり防ぐ、予防するという、その辺につながって、若干鎮圧みたいな話が入ってきたりあるのかもしれませんが、被害をどうするかという話はこれは、埒外でいいのではないかと。あるいはそういうことをどうしても考えなければいけないような状況であれば考えるということでもいいとは思いますが、やはり主たるものはあくまで防護、そちらのほうに重心を置いてやられるべきではないかと思えます。

いずれにしても、そのあたりのことはどこまでどうするかという話は、やはり上位の委員会として決めるべきだと思います。

(内藤部会長) ありがとうございます。

東嶋委員。

(東嶋委員) これからこの部会で基本的な考え方を取りまとめていく予定だということで、今日、ご説明していただいた資料第3号は盛り込むべき要素を羅列しているというふうな認識でありますけれども、構成に関して、やはり I A E A の文書に必ずしも沿わなくてもよいと思っております、資料3号では、I があって、II がなくて、その後、太い数字の1で基本的な考え方があり、次に核物質の防護の基本的な考え方が2であり、3でその他の放射性物質の防護、それから4で日本語は後で直さなければいけないと思えますが、out of regulatory controlの場合の対処というものが書いてあるんですけれども、構成そのものをやはりしっかり考えていただき、私の意見としては第1に目的を含めた基本的な考え方を述べる。その次に核物質、それからその他の放射性物質に共通する対策、防止に重点を置いた対策を述べる。その次に、out of regulatory controlの事項を述べる。

最後に、核物質に特有な事案、それからその他の放射性物質に特有な事案とい

うふうに、少し章立てを考えられたほうが、わかりやすくなるかなと思いました。  
以上です。

(内藤部会長) ありがとうございます。

青山委員。

(青山委員) このワーキング・グループの設置について、2番の「構成員」のところなんですけど、先ほどから議論になっていたインテグレーションのことにも多少関わるんですけども、「構成員は、原子力防護専門部会の委員から若干名、有識者若干名」とあるんですけど、警察庁、防衛省・自衛隊からの参加もあるのか。あるいは、事務局のほうに、例えば内閣府が事務局になるとして、その内閣府の中に出向している警察庁とか防衛省の人が加わるのか。つまり防護の実務をやるわけですから、そうした人事的検討も行っていただきたいと考えます。なおかつ1F(福島第一原発)のまことに厳しい経験も踏まえるわけですからね。

1F(福島第一原発)の事故には、警察、自衛隊、消防が全部関わっているんで、そういう経験も踏まえると、大きな助けになると考えます。個人的にはそういう組織からも人が常時、ワーキンググループに出て、話を十分に、揉むほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

(事務局：吉野企画官) 実務に通用されている方のほうが、ご議論に十分に参画できる、していただくということを想定しておりまして、今後の調整の部分が多ございますけれども、議論には十分参加していただこうと事務局としては考えております。

(内藤部会長) ありがとうございます。

ほかにございますか。

もしないようでしたら、今の資料第5に示されましたワーキング・グループの設置につきまして、具体的な人選は部会長にお任せしていただくということでご承認していただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(内藤部会長) ありがとうございます。

それでは、閉めに入りますが、本日は核セキュリティにかかる国際動向及びIAEAの基本文書にかかる検討状況について、ご報告いただきました。

それに基づきまして、核セキュリティに対する我が国の基本的な考え方に盛り込むべき要素、それから今後の部会の進め方についてご審議をしていただきました。

今回は、今日ご議論していただきました今後の部会の進め方を受けまして、核セキュリティに対する我が国の基本的考え方について、ご議論していただく予定としております。

それでは、最後に事務局から、次回以降の日程について、お願いいたします。

(事務局：加藤補佐) それでは、具体的な次回以降の日程でございますが、後日改めて調整の上、ご連絡をさせていただきたいと考えております。

本日の議事録についてでございますが、事務局で案をおつくりいたしまして、出席者の委員の方々にご確認をしていただきたいと思います。

なお、公表につきましては、本日の会合は公開で行っておりますことから、議事録を公表させていただくことを考えております。

以上でございます。

(内藤部会長) ありがとうございます。

先ほどの資料4に今後のスケジュールが書いてありますが、7月中旬、7月下旬と立て続けに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は、皆様、ご協力ありがとうございました。

これをもって21回の専門部会を終了いたします。

ありがとうございました。